

第十三回 参議院内閣委員会會議録第三号

昭和二十七年二月六日(水曜日)午後一時三十分開会

常任委員 藤田 友作君
会専門員

委員の異動

十二月十五日委員森崎隆君、カニエ邦彦君及び館野二君辞任につき、その補欠として成瀬謙治君、上條愛一君及び棚橋小虎君を議長において指名した。
一月二十三日委員棚橋小虎君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

二月一日委員三浦辰雄君辞任につき、その補欠として大山郁夫君を議長において指名した。

二月四日委員都崎一君、楠瀬常猪君、松平勇雄君及び瀧淵春次君辞任につき、その補欠として石原幹市郎君、小串清一君、鈴木直人君及び山本米治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君
理事 山本 米治君
山花 秀雄君

委員

楠見 義男君
竹下 豊次君
成瀬 謙治君
赤松 常子君
上條 愛一君

政府委員

内閣官房副長官 飯木 亨弘君
宮内庁次長 宇佐美 毅君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件

○皇室経済法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○調査承認要求の件

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

先ず以て理事の補欠選任の件についてお諮りをいたします。それにつきまして、先ず申し上げて置きますことは、内閣委員の辞任をせられたかたが、楠瀬、瀧淵、都崎、松平、三浦、館、カニエ、この七方であります。そうして補欠として内閣委員におなりになったかたは、石原、小串、鈴木(直)、山本、大山、赤松、上條、この七方でございます。そこで瀧淵、松平、この両君が理事であつたのであります。が、理事でなくなつた。従つてここに理事の補欠の選任をするということになりました。その件をお諮りいたします。

○楠見義男君 理事の補欠選任は成規の手続きを省略いたしました。先例に従つて委員長から指名せられることの動議を提出いたします。

○委員長(河井彌八君) 只今の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) それではさうに決します。つきましては鈴木直人君、山本米治君、お二人を理事に指名いたします。

○委員長(河井彌八君) 次に皇室経済法の一部を改正する法律案、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案、この両案を議題といたします。政府から提案の理由の説明を請います。

○政府委員(鈴木亨弘君) 只今議題となりました皇室経済法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

改正を要する主な事項は二点でございます。先ず第一は、皇室経済法第二條に規定されております皇室がなす財産の授受の制限額に関するものであります。皇室がなす財産の授受は、憲法第八條によつて国会の議決を要するものとされております。皇室経済法第二條に定める場合は、国会の議決を要しないこととされております。而して今回過去の実績及び最近の情勢に鑑みて、第二條を改正し、個々の場合に對する制限を廃止いたそうとするものであります。

第二は、皇室の費用のうち、皇室経済法第六條に規定されてゐる皇族費に關する改正であります。その第一点は、現行法において皇族費は、年額により毎年支出するものと及一時金額により皇族がその身分を離れる際に支出するものと二種類からなつておりますが、皇族が初めて独立の生計を営まれる際にも、皇族としての品位保持の資に充てるために臨時の費用として、一時金額を支出することができると

といたしたい点であります。第二点は、年額により毎年支出する皇族費の算出基準額が、現行法では、未婚、既婚、成年、未成年の別になつておりますのを、宮ごとに御生計を分離してあります実情に副わない点もありますので、皇族が独立の生計を営むか否かを算出の基準とするよう改める点であります。第三点は、独立の生計を営む皇族の定額を増します結果、皇族の身分を離れる際に支出する一時金額及び攝政に對する増加年額について実情に副うよう改正せんとするものであります。

以上が、この法律案の主な内容と、これを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に、只今議題となりました皇室経済法施行法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

改正又は新たに規定を設ける主な事項は、三点でございます。先ず第一は、別に御審議を願つております皇室経済法の一部を改正する法律案のうち、その第二條の改正に伴う改正であります。

皇室経済法第二條の改正によりまして、皇室がなす財産の授受につき個々の場合に對する制限が廃止されることとなりますので、それに伴ひ現行の第二條及び第四條は不要となり、又これに附随して現行の第六條は、存置の必要がなくなり、廃止することといたしました。

次に、改正の第二点は、内廷費及び皇族費の定額に関するものであります。

皇室諸般の費用は、日本国憲法第八十八條及び皇室経済法の規定により定額を毎年国庫から支出することになつております。皇室経済法施行法第七條及び第八條は、これらの定額に関する規定であります。現行法による定額は、昭和二十六年当初において決定せられたものであります。内廷費は二千九百万円、皇族費年額の基準額は七十三万四千円となつておるのであります。諸般の關係から今回これを改訂いたして、三千万円及び百四十万円といたしたいと考えます。

最後に新たに規定を設ける点は、年額により毎年支出する皇族費の算出に關するものであります。年度の途中において、支出又は支出をやめる事由を生じたときは、その算出方法の細部が現行法には規定されておられません。事実が生じた場合に疑義を生ずる虞れもありますので、取扱ひを明文化する必要があると存せられる次第であります。

以上が本法律案の主な内容及びこれを提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○委員長(河井彌八君) 只今議題に供しました法律案、この二案は予備審査でありますから、一応提案の理由を政府から説明を聞きただけで、更に時を改めまして、この内容に入つて十分審査をしたいと思ひますが、今日はこの程度で、この案につきましては

審議をどうしたいと思ひますが、如何でございましょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではさうに決します。

○委員長(河井彌八君) 次に御諮りをいたす件があります。それは調査承認要求に関する件であります。その内容は恩給制度に関する調査であります。

これは恩給制度と申しますと、非常に広いのであります。最近特にここに問題となりますのは軍人恩給のことが大きな問題であります。更にそのほかには遺族扶助或いは又傷痍軍人の恩給というような問題が関連いたしまして、非常なむずかしい問題となつております。

つきましては、内閣委員会として調査を行ふ必要があると存じます。その調査を議長に對して承認要求をいたしたいと考えます。これは御異存ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。さうに決します。その要求書は委員長にお任せを願ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。本日新たに御就任になりました赤松さんを御紹介申し上げます。

○赤松繁子君 どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○委員長(河井彌八君) それではこれで散会いたします。

午後一時四十二分散会

十二月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、農地事務局廃止反対に関する請願(第二二三号)

一、国立大学教育学部附属学校教職員行政整理反対に関する請願(第一五一号)

一、特別調達庁職員の行政整理反対に関する陳情(第五一号)

第二二三号 昭和二十六年十二月十二日受理

農地事務局廃止反対に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡大山村大字豊房 三好武男外二十一

紹介議員 門田 定藏君

鳥取県大山村開拓地区は、三郡十一箇町村にわたり、既存部落との接触は複雑で、迅速、公平、かつ強力な農地事務所の指導および調節が必要である。また荒蕪未済土地および予備地の処分、ならびに既存部落との交換分合等の問題が残されているとき農地事務局が廃止されると事務が滞り、ひいては国家の損失となるところが大きいから、農地事務局の廃止には反対であるとの請願。

第一五一号 昭和二十六年十二月十四日受理

国立大学教育学部附属学校教職員行政整理反対に関する請願

請願者 奈良市登大路町六奈良学芸大学附属中学校内 奥田良三外千七十九名

紹介議員 駒井 康平君 栗栖 越夫君 鈴木 強平君

林屋龜次郎君 有馬 英二君

今回の行政整理人員の減少に当り、国立大学教育学部附属学校教職員を地方教官と同様に十パーセント削減の案が国会に上程された由であるが、これは教育上重大な事態をきたし、保護者からもろろ国民としてたえ難いことであるから、これらの人員整理に反対であるとの請願。

第五一号 昭和二十六年十二月十四日受理

特別調達庁職員の行政整理反対に関する陳情

陳情者 東京都千代田区神田岩本町三特別調達庁内全特調職組内 濁川友晴外四千名

講和締結後の特別調達庁の業務量については、日米安全保障協定の行政取極めの細目決定を待つて具体的な決定をみることになるが、終戦処理費による現業務については、二十七年年度以降において直ちに終りまた縮小されるものでなく、今後相当期間現状のまま継続されるものであるから、本庁と比較的同一種の業務内容をもつ公共事業官庁同様整理率十パーセントとすることが妥当であるとの陳情。

一月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、傷い恩給増額等に関する請願(第二六〇号)

一、老齢者の恩給増額に関する陳情(第六七号)

一、南九州財務局および熊本国税局在置に関する陳情(第八〇号)

一、監督監査機構改善に関する陳情(第一〇三三)

一、皇居復興促進運動に関する陳情(第二二五号)

一、元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情(第二二七号)(第一四九号)

一、国土省設置に関する陳情(第一三二二)

第二六〇号 昭和二十七年一月十九日受理

傷い恩給増額等に関する請願

請願者 静岡県原都飯田村高橋八七八 木村敏一外一名

紹介議員 山下 義信君

終戦以来元軍人傷い者は、精神的、物質的に不遇の地位に置かれてきたが、さいわい政府において昭和二十七年年度国家予算編成に当つて戦争犠牲者の援護措置強化を考慮されたことは戦争犠牲者にとつて誠に感謝に堪えない。しかし傷い者の保障については、(一)年額三万六千円、扶養家族一人につき月五百円を支給すること、(二)恩給決定に當つては傷害の程度を基準とし階級区分を廃止すること、(三)傷病再発ならびに義手、足、眼の修理に際しては無料診療および無料給付すること等との実現を願はれたとの請願。

第六七号 昭和二十六年十二月十九日受理

老齢者の恩給増額に関する陳情

陳情者 兵庫県尼崎市難波八條通四ノ五二 上田実

陳情者は、昭和十六年五月満六十歳に達し、定年に準じて退官した恩給受給者であるが、終戦後の生活諸物価の値上りと老齢のため就職もできないため、生活の窮状はその極に達しているから、恩給を現在の受給額の二倍に増額せられたいとの陳情。

第八〇号 昭和二十六年十二月二十日受理

南九州財務局および熊本国税局在置に関する陳情(第二二二通)

陳情者 熊本市長 佐藤眞佐男外四十名

今般政府が計画されている行政機構改革案によると、南九州財務局および熊本国税局を廃止し、九州で一箇所福岡に統合せられるとのことであるが、熊本は九州の中央に位し、中央出先機関開設当初以来、財務局を始め、官林局、電気通信局、郵政局、農地事務局等殆どが設置されて、官民の政治的経済的便宜性が立証されているとともに、出先機関が中央に位置することは、地方局の平等な便宜のためには、絶体要件であるから、南九州財務局および熊本国税局の廃止には反対であるとの陳情。

第一〇三三 昭和二十七年一月七日受理

監督監査機構改善に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽治

現行の監督監査および調査制度は、各主務省、会計検査院の外大蔵省、労働省、経済安定本部およびこれら出先機関等によつて重複的に行われるため、これに対する応対、資料提出等が事業現場に多大の支障を與えているから、監督監査機構の改善を願はれたとの陳情。

第二二五号 昭和二十七年一月十一日受理

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

皇居復興促進運動に関する陳情

その妃及び内親王に対しては、

定額の十分の一に相当する額の金額とする。

五 王、王妃及び女王に対しては、それぞれ前各号の親王、親王妃及び内親王に準じて算出した額の十分の七に相当する額の金額とする。

攝政たる皇族に対しては、その在任中は、定額の三倍に相当する額の金額とする。

同一人が二以上の身分を有するときは、その年額中の多額のものによる。

皇族が初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費は、独立の生計を営む皇族について算出する年額の二倍に相当する額の金額とする。

皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、左の各号に掲げる額を超えない範囲内において、皇室經濟會議の議を経て定める金額とする。

一 皇室典範第十一條、第十二條及び第十四條の規定により皇族の身分を離れる者については、独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する額

二 皇室典範第十三條の規定により皇族の身分を離れる者については、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

第四條第二項の規定は、皇族費として支出されたものに、これを準用する。

昭和二十七年二月十二日印刷

第四條第三項及び第四項の規定は、第二項の定額に、これを準用する。

第十一條第二項中「大蔵次官」を「大蔵事務次官」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行の際既婚者たる親王は、改正後の皇室經濟法第六條第三項の適用については、独立の生計を営む親王とみなす。

3 この法律施行の際未婚者たる親王又は内親王は、改正後の皇室經濟法第六條第三項の適用については、独立の生計を営まない親王又は内親王とみなす。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

皇室經濟法施行法（昭和二十二年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 法第二條第二号の一定価額は、左の各号による。

一 天皇及び法第四條第一項に規定する皇族については、これらの者を通じて、賜與の価額は三百七十万円、讓受の価額は百二十万円でする。

二 前号以外の皇族については、賜與及び讓受の価額は、それぞれ十五万円でする。

第三條から第六條までを次のように改める。

第三條から第六條まで 削除

第七條中「二千九百万円」を「三千万円」に改める。

第八條中「七十三万円」を「百四十万円」に改める。

本則中第九條の次に次の一條を加える。

第十條 法第六條第三項及び第四項の皇族費は、年度の途中において、これを支出する事由が生じたとき、又はこれを支出することをやめる事由が生じたときは、当該事由が生じた月を含めて、年額の月割計算により算出した金額を支出する。

前項の場合において、同一の月に支出することをやめる事由と同時に新たに支出する事由が生じたときは、その月の月割額は、その多額のものによる。

附則

2 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

昭和二十七年二月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局